

## 船橋市地域ケア会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者個人に対する支援の充実及びそれを支えるための社会基盤の整備を目的とした、船橋市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域ケア会議は、船橋市行政地区コミュニティ単位に設置する。

(業務)

第3条 地域ケア会議は、次の業務を行う。

- (1) 全体会議（定例会）として年4回以上の定例会議を開催し、個別ケア会議で検討された内容について更なる助言や支援を行うとともに、地域課題を抽出し、地域包括ケアのための社会基盤の整備に取り組むこと。
- (2) 個別ケア会議として高齢者個人に対する支援方法等の検討及び必要な支援を行うため、関係者で構成する会議を開催すること。
- (3) その他地域ケア会議において必要と認めた業務。

(組織)

第4条 地域ケア会議は、次の委員で組織する。

- (1) 町会・自治会会員
- (2) 地区社会福祉協議会会員
- (3) 支援センター相談協力員（民生委員等）
- (4) 医療関係者
- (5) 地域保健課地区担当保健師
- (6) 介護サービス事業者
- (7) その他地域ケア会議において必要と認めたもの。

(事務局)

第5条 地域ケア会議の事務局は、各地区を担当する地域包括支援センター及び在宅介護支援センターとする。ただし、在宅介護支援センターが設置されていない地区については地域包括支援センターのみが事務局となる。

(参考人)

第6条 地域ケア会議において、第4条の委員以外から意見を聴くことが適当と認められる者があったときは、第5条の事務局が地域ケア会議への出席を求め、意見又は事情を聴くことができる。

(個人情報保護)

第7条 第4条に定める地域ケア会議委員及び第6条に定める参考人（以下「出席者」という。）は、地域ケア会議で知り得た情報の保護に万全を期すとともに、その知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

2 出席者は、地域ケア会議への出席に際して出席者名簿（第1号様式）に自ら署名

し、事務局に提出しなければならない。ただし、第8条第2項及び第3項にて届け出られた委員が全体会議へ出席する場合は、年度初回に出席した際の署名をもって当該年度における以後の署名は省略できるものとする。

(届出及び報告)

第8条 地域包括支援センターは、前条第2項の出席者名簿を受けた場合は、速やかに地域包括ケア推進課に届け出るものとする。

2 地域包括支援センターは、第4条に基づく委員について地域ケア会議委員名簿(第2号様式)により、地域包括ケア推進課に届け出るものとする。

3 地域包括支援センターは、委員に変更があった場合は、速やかに地域ケア会議委員変更届(第3号様式)により、地域包括ケア推進課に届け出るものとする。

4 地域包括支援センターは、年間活動計画を地域ケア会議活動計画書(第4号様式)により年度当初に地域包括ケア推進課に報告するものとする。

5 地域包括支援センターは、活動実績を地域ケア会議活動実績報告書(第5号様式)により事業実施後、速やかに地域包括ケア推進課に報告するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域ケア会議の設置について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

船橋市地域ケア会議出席者名簿

介護保険法第115条の48及び同法第205条に掲げる事項について十分理解し、船橋市地域ケア会議に出席いたします。

<p><u>介護保険法</u></p> <p>第115条の48（地域ケア会議関係一部抜粋）</p> <p>4 関係者等は、(略)、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 <u>会議の事務に従事する者、又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p>第205条</p> <p>2 (略) <u>第115条の48第5項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</u></p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

年 月 日

船橋市長 あて

\_\_\_\_\_地区地域ケア会議

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_



第3号様式

船橋市( )地区地域ケア会議委員変更届

年 月 日

船橋市長 あて

センター名

届出者

氏 名

船橋市 ( ) 地区地域ケア会議委員に変更があったので下記のとおり届け  
出ます。

記

1 変更前 住所  
氏名  
団体名  
団体における役職名  
職種

2 変更後 住所  
氏名  
団体名  
団体における役職名  
職種

3 変更年月日 年 月 日

第4号様式

年度船橋市( )地区地域ケア会議活動計画書

年 月 日

船橋市長 あて

センター名

届出者

氏 名

船橋市( )地区地域ケア会議活動計画について、下記のとおり報告します。

記

1 定例会

	開催日時	開催場所
第1回	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	
第2回	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	
第3回	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	
第4回	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	
第5回	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	
第6回	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	
第7回	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	
第8回	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	

2 その他の事業

第5号様式

年度船橋市( )地区地域ケア会議活動報告書

年 月 日

船橋市長 あて

センター名

届出者

氏 名

船橋市 ( ) 地区地域ケア会議活動について、下記のとおり報告します。

記

1 第 回定例会 2 その他 ( )

1 開催日時 年 月 日 時 分 ~ 時 分

2 開催場所

3 出席者

氏 名	氏 名

4 内容